

整備基準(案) 建築物(共同住宅等以外)

【凡例】

太字: 整備基準A(仮称)と整備基準B(仮称)の相違点
網掛け: 移動等円滑化経路等

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
1 移動等 円滑化 経路等		次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上((4)に掲げる場合にあつては、そのすべて)を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下この表において「移動等円滑化経路等」という。)にしなければならない。	次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上((4)に掲げる場合にあつては、そのすべて)を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下この表において「移動等円滑化経路等」という。)にしなければならない。
		(1) 建築物に、 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等 (以下「 利用居室等 」という。)を設ける場合。	(1) 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合。
		道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該 利用居室等 までの経路。	道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該 利用居室 までの経路。 (幼稚園、保育所、母子生活支援施設及び理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この表において「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)
		(2) 建築物又はその敷地に 車いすを利用している者(以下「車いす使用者」という。) 、 高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用できる便房 (以下この表において「 だれでもトイレ 」という。)を設ける場合。	(2) 建築物又はその敷地に車いすを利用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして8の項「便所」[2](1)及び(2)に定める構造の便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を設ける場合。ただし、車いす使用者が円滑に利用できる客室(以下、「車いす使用者用客室」という。)に設けられる車いす使用者用便房を除く。
		利用居室等 (当該建築物に 利用居室等 が設けられていないときは、道等。(3)において同じ。)から だれでもトイレ までの経路。	利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(3)において同じ。)から車いす使用者用便房までの経路。
		(3) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合。	(3) 同左
		当該車いす使用者用駐車施設から 利用居室等 までの経路。	当該車いす使用者用駐車施設から 利用居室 までの経路。
		(4) 建築物が公共用歩廊である場合。	(4) 同左
		その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路。(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)	同左
	段差の禁止		移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

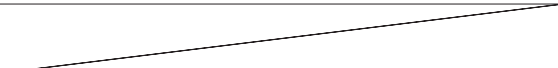


整備基準(案) 建築物(共同住宅等以外)

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
2 出入口		不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋外へ通ずる出入口(移動等円滑化経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の一を除く。)の一年以上は次に掲げるものでなければならない。	
		(1) 幅は85cm以上とすること。	
		(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	
移動等円滑化経路等		当該移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。	当該移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
		(1) 幅は85cm以上とすること。(2)に掲げるもの並びにエレベーターのかご(人に乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)及び昇降機の出入口に設けられるものを除く。)及び昇降機の出入口に設けられるものを除く。	(1) 同左
		(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は100cm以上とすること。	(2) 同左
	(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(3) 同左	
3 廊下等		不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下その他これに類するもの(以下この表において「廊下等」という。)は次に掲げるものでなければならない。	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下その他これに類するもの(以下この表において「廊下等」という。)は次に掲げるものでなければならない。
		(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(1) 同左
		(2) 階段の上下端に近接する廊下等の部分又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、次に掲げる部分については、この限りではない。	(2) 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、次に掲げる部分については、この限りではない。
	(イ) 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。	(イ) 同左	
	(ロ) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。	(ロ) 同左	
		(ハ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの。	
移動等円滑化経路等		当該移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。	当該移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
		(1) 幅は、140cm以上とすること。	(1) 同左
		(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(2) 同左
		(3) 階段の下端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること。(主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合を除く。)	
	(3) 授乳及びおむつ交換のできる場所を一以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと。(他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。)	(4) 同左	

整備基準(案) 建築物(共同住宅等以外)

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
4 階段		[1] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。
		(1) 踊場を含めて、手すりを設けること。	(1) 段がある部分に、手すりを設けること。
		(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(2) 同左
		(3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	(3) 同左
		(4) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	(4) 同左
		(5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、踊場が250cm以下の直進のものである場合においては、この限りでない。	(5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、階段が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合、又は段のある部分と連続して手すりが設けられているものである場合においては、この限りでない。
		(6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	(6) 同左
		[2] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち一以上は、次に掲げるものでなければならない。	[2] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち一以上は、次に掲げるものでなければならない。
		(1) 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。	(1) 踊場に手すりを設けること。
		(2) けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。	(2) 同左
		(3) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす。)は、120cm以上とすること。	(3) 同左
		[3] 前項の規定は、6の項「エレベーター及びその乗降ロビー」に定める基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りではない。	[3] 同左

整備基準(案) 建築物(共同住宅等以外)

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路		[1] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。	[1] 不特定かつ多数の者が利用し、主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。
		<p>(1) 手すりを設けること。</p> <p>(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。</p> <p>(イ) 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。</p> <p>(ロ) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。</p>  <p>(ハ) 直進で、長さが250cm以下の踊場の部分に設けるもの。</p>	<p>(1) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p> <p>(ハ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの。</p> <p>(ニ) 傾斜のある部分と連続して手すりを設けるもの。</p> 
移動等円滑化経路等		[2] 当該移動等円滑化経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。	[2] 当該移動等円滑化経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。
		<p>(1) 幅は、階段に代わるものにあつては140cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。</p> <p>(2) 勾配は1/12を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</p>  <p>(4) 両側に側壁又は立上りを設けること。</p> <p>(5) 傾斜路の始点及び終点には、車いすが安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 手すりを設けること。(1の基準に規定する手すりが設けられている場合を除く。)</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p>

整備基準(案) 建築物(共同住宅等以外)

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
6 エレベーター 及其乗降 ロビー		当該移動等円滑化経路等を構成するエレベーター(7の項「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	当該移動等円滑化経路等を構成するエレベーター(7の項「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
		(1) かご(人を含め乗降する部分をいう。以下この項において同じ。)は、 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階 に停止すること。	(1) かご(人を含め乗降する部分をいう。以下この項において同じ。)は、利用居室、車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。)又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
		(2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。ただし、当該エレベーターを設ける都市施設の床面積の合計が5,000㎡を超える場合にあっては、90cm以上とすること。	同左
		(3) かごの内部については次に掲げるものとする。	
		① 奥行きは、135cm以上とすること。	(3) かごの奥行きは、135cm以上とすること。
		② 幅は、140cm以上とし、車いすの転回に支障のない構造とすること。ただし、構造上やむを得ない場合において、車いすで利用できる機種を採用する場合はこの限りでない。	
		③ 当該エレベーターを設ける都市施設の床面積が5,000㎡を超える場合にあっては、幅は160cm以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターで車いすで円滑に利用できるもの、又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合はこの限りでない。	
		(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。 当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落防止策等を講ずるものとする。	(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。
		(5) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 また、点字、文字等の浮き彫り、音声案内により視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)を設けること。	(5) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
		(6) かご内に、停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 また、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	(6) かご内に、停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
	(7) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。 また、かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	(7) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。	
	(8) その他、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。		

整備基準(案) 建築物(共同住宅等以外)

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
6 エレベーター 及びその乗降 ロビー		/	(8) 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路等を構成するエレベーターにあつては、(1)から(3)まで、(5)及び(6)に定めるもののほか、次に掲げるものであること。 ① かごの幅は、140cm以上とすること。 ② かごは、車いすの転回に支障のない構造とすること。
			(9) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、(1)から(8)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものにおいては、この限りではない。 ① かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 ② かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字、文字等の浮き彫り、音声案内により視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。 ③ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機		当該移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号(別添資料1参照)に規定するもの)は、次に掲げる構造とすること。	当該移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1(別添資料1参照)に規定するもの)は、次に掲げる構造とすること。
		エレベーターにあつては、次に掲げるものであること。	(1) 同左
		(イ) 平成12年建設省告示第1413号第1第7号(別添資料2参照)に規定するものとする。	(イ) 同左
		(ロ) かごの幅は、70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。	(ロ) 同左
		(ハ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。	(ハ) 同左
		(2) エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書(別添資料3参照)に規定するものであること。	